

令和3年度の福岡県特定事業主行動計画に係る取組状況

1 女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組状況

- 各部局において、独自の主体的取組を実施した。
※ 詳細は、各部局における主体的な取組（令和3年度）を参照。
- 職員研修所において、管理監督者等を対象に女性活躍推進をテーマとした研修を実施し、管理監督者の意識改革を図った。
- 職員一人ひとりに対して特定事業主行動計画に係る啓発リーフレットを配布し、職員の意識啓発を図った。
- 管理職に自己チェックシートを配付し、自己の組織マネジメントを振り返る機会を付与した。

2 次世代育成支援法第19条第5項に基づく取組状況

- 庁内イントラネット上の関連ページの更新を随時行った。
- 毎月19日の「育児の日」の取組を職員に対して周知した。
- 所属研修の実施通知に独自課題例として「仕事と子育ての両立支援」を掲載した。
- 男性職員の育児に係る休暇取得状況等の調査を行った。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進の観点から年次休暇等の取得促進について通知し、以後取組を推進した。
- 管理者研修において「福岡県特定事業主行動計画」の取組について周知徹底を図った。
- 参加者同士が子育て等の情報交換等を行う育児サロンを妊娠・育児休業・子育て中の職員とその配偶者を対象に開催した。
- 「働きやすい職場をめざして」のチラシを全職員に発出した。（特定事業主行動計画、出産・育児に係る休暇及び仕事と子育て・介護の両立支援ハンドブックの周知）
- 「家族の日」及び「家族の週間」の取組として人事課長通知及び職員向けチラシを発出した。（時間外勤務縮減及び年次休暇取得促進）
- 子育て期の生活設計を含めたライフプランセミナーを30代以下の職員を対象に開催した。
- 子どもが生まれた職員に対し、仕事と子育ての両立を呼びかける「知事メッセージ」を交付した。
- 知事をはじめ、副知事、部長級・次長級職員、所属長などが、部下職員の育児や介護と仕事との両立を図るとともに、自らも仕事と生活を充実させることを内容とする「イクボス宣言」を行った。
- 毎週金曜日を新たに全庁一斉定時退庁日に加え、勤務時間終了後は速やかに退庁するよう、庁内放送で呼びかけを行った。